

第 63 回全日本障害馬術大会 2011 Part II 実施要項

主催 : 社団法人 日本馬術連盟 運営 : 全日本障害馬術大会実行委員会

1. 期日 平成 23 年 9 月 15 日(木)～ 18 日(日)
2. 後援 地方競馬全国協会
日本中央競馬会
3. 会場 三木ホースランドパーク 屋内競技馬場 (※ ダービー競技 : 緑の広場 グラスアリーナ)
兵庫県三木市別所町高木 (番地なし)

4. 競技種目及び日程 (競技日程は都合により変更することがある)

第 1 日目(9 月 15 日)

フレンドシップ競技

I 110cm 以下

II 120cm 以下

第 2 日目(9 月 16 日)

第 1 競技 中障害飛越競技 D(標準)

基準表 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 2 競技 中障害飛越競技 C(標準)

基準表 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 3 競技 内国産障害飛越競技(予選)

基準表 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 3 日目(9 月 17 日)

第 4 競技 中障害飛越競技 D(スピードアンドハンディネス中障害D)

基準表 C 239 条 263 条

H105cm 以下 W130cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 5 競技 中障害飛越競技 C(スピードアンドハンディネス中障害C)

基準表 C 239 条 263 条

H115cm 以下 W140cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 6 競技 ダービー競技(予選)

基準表 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 375m 18 障害以下

(水濠・バンケットを含む)

距離 約 1,200m

第4日目(9月18日)

第7競技 ダービー競技(決勝)

基準表 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H110cm 以下 W140cm 以内 分速 375m 18 障害以下
(水濠・バンケットを含む)
距離 約 1,200m

第8競技 中障害飛越競技 D(決勝)

基準表 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H115cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第9競技 中障害飛越競技 C(決勝)

基準表 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H125cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第10競技 内国産障害飛越競技(決勝)

基準表 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H130cm 以下 W150cm 以内 分速 350m 13 障害以下

【決勝競技出場人馬決定方法】

- (1) 第8競技と第9競技の出場権については、標準競技とスピードアンドハンディネス競技における順位点の合計点の少ない**各上位60%**(第2日目の第1競技、第2競技の出場数に基づく)の人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、決勝競技の出場権はない。
- (2) 第7競技および第10競技については、各予選競技を完走した人馬が各々の決勝競技に出場できるものとする。
- (3) 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、標準競技とスピードアンドハンディネス競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。

5. 出場順

- (1) 第1競技から第3競技、第6競技の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第4競技、第5競技の出場順は、第1競技、第2競技の出場順のリバースオーダーとする。
- (3) 第8競技、第9競技の出場順は、各予選競技の順位点合計のリバースオーダーとする。
- (4) 第7競技、第10競技の出場順は、各予選競技の成績順のリバースオーダーとする。
- (5) 複数の馬匹で出場する選手に対しては、実行委員会がその出場順を調整する事がある。

6. 参加資格

- (1) 日本馬術連盟の個人会員で、申し込み時において日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 日本馬術連盟が特に認めた者。
- (3) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟に登録のない団体は、所属の名称として使用できない。

7. 参加条件

- (1) 以下に該当する選手が本大会の中障害Cまたは中障害Dに参加する場合には騎乗馬匹の年齢を7歳以下に制限する。但し、競走馬からの転用馬に関しては、競走馬の登録抹消日から3年以内であれば、馬匹の年齢が7歳以下でなくても参加することができる。
 - ① 第62回全日本障害馬術大会Part II 2010以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手。

- ② 第62回全日本障害馬術大会Part I 2010で実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目(予選競技を含む)で10位以内に入った選手。
 - ③ ナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手。
 - ④ 馬匹の年齢については、北半球生まれの馬匹は誕生後最初に迎える1月1日に、南半球生まれの馬匹は誕生後最初に迎える8月1日に1歳となり、以降、同様に計算する。
 - ⑤ 年齢の確認できない馬匹については、出場を認めない。
- (2) 選手の出場は、1 競技につき一選手 3 頭以内とする。
 - (3) 馬匹の出場は、同一競技につき 1 回限りとする。
 - (4) 第 1 競技と第 4 競技と第 8 競技、第 2 競技と第 5 競技と第 9 競技、第 3 競技と第 10 競技、および第 6 競技と第 7 競技は各々同一人馬が出場すること。
 - (5) 中障害 C および中障害 D について
 - ① 平成 23 年 8 月 7 日(日)までの公認競技会における各グレードの乗馬ランキングポイント上位 150 位までの馬匹。
 - ② 第 35 回全日本ジュニア障害馬術大会 2011 のジュニア/チルドレンライダー選手権における、上位 3 位までの人馬。
 - (6) ダービー競技について
 - ① 出場頭数は 30 頭とする。
 - ② ポイント集計対象期間内の公認競技会の認定競技において、同一人馬で完走した実績があること。
 - (7) 内国産障害飛越競技について
 - ① 出場頭数は 30 頭とする。
 - ② 出場する馬匹は、日本馬術連盟乗馬登録で内国産馬として登録されていること。
 - ③ ポイント集計対象期間内の公認競技会の認定競技において、中障害 B 以上のクラスでの完走実績が 2 回以上ある人馬であること。
 - (8) 本大会の参加頭数が 200 頭を超える場合については、中障害 C および D におけるランキングポイントの下位馬匹よりエントリー受付の調整を行う。

8. 競技会規程

国際馬術連盟障害馬術競技会規程第 23 版、一般規程第 23 版、獣医規程第 12 版ならびに日本馬術連盟競技会規程第 23 版、日本馬術連盟獣医規程、獣医規程実施規則による。

9. 選手の服装及び馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第 23 版による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、必ず固定式顎紐付き乗馬用防護帽を正常に着用すること。乗馬用防護帽を着用しない場合は出場を認めない。(選手以外の者が騎乗する場合も同様とする)
- (2) 馬装は、国際馬術連盟障害馬術競技会規程第 257 条による。

10. フレンドシップ競技

- (1) この競技への出場は義務付けない。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の指導者も出場できるが、本要項 6.(1)を満たしていること。
- (3) エントリーは参加申込にあわせて行う。なお、競技進行の状況により変更追加を認める場合がある。
- (4) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴及び定められた防護帽は必ず装着のこと。
- (5) 出場順は日本馬術連盟ウェブサイトにて発表する。

11. 参加料

- (1) 選手参加料
- ① 中障害 D(第 1・4 競技)/中障害 C(第 2・5 競技)
1 人馬 2 種目分 34,000 円 (決勝競技の参加料は不要)
 - ② 内国産障害飛越競技(第 3 競技)/ダービー競技(第 6 競技)
1 人馬 1 種目分 17,000 円 (決勝競技の参加料は不要)
- ※ 参加料の内 1 種目あたり、2,000 円をオリンピック協賛金とする。
- (2) 馬匹参加料 1 頭 10,000 円
- (3) フレンドシップ参加料 1 鞍 10,000 円
- (4) 振込先 三井住友銀行
日本橋東支店
普通口座
口座番号 7473294 (名義) 障害馬術本部実行委員会

※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする(振込以外は受け付けない)。

※ 一度納入した参加料はいかなる場合でも返却しない。ただし、参加料を納入後、主催者によるエントリーの調整や競技を取りやめた場合は、この限りではない。この場合、実行委員会から申込者に連絡し、出場できない馬匹に係わる参加料等を返金する。

12. 申込方法及び期限(平成 23 年 8 月 8 日付 本項(1)修正※太字下線部分)

- (1) 参加申し込み受付は、資格馬発表より郵送で受け付けし、**平成 23 年 8 月 16 日(火)まで**の到着分とする。
- (2) 申し込みには、次の書類すべてを同封すること。
- ①参加申込書
 - ②参加馬資料表
 - ③フレンドシップ参加申込書
 - ④誓約書
 - ⑤振込を証明する書類(コピー可)
 - ⑥振込額計算書/提出書類確認表
- (3) 送付先 〒104-0033
東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 6F
日本馬術連盟内 全日本障害馬術大会実行委員会
- (4) 申込書類の不足や不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。

13. 宿泊(平成 23 年 8 月 8 日付 本項(3)追加※太字部分)

- (1) 選手及び選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 会場付近での宿泊および、会場内または周辺での幕舎宿営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 事前の申し込みがあった場合のみ、1 団体につき 1 名の馬取扱人(男子に限る)の宿舎を実行委員会が手配する。宿舎は 1 室 6 名の共同部屋で、最大 30 名まで利用できる。定員を超える場合は、抽選にて実行委員会で決定する。**

14. 参加馬の入厩及び退厩

- (1) 馬匹の入厩期間は、平成 23 年 9 月 14 日(水)より平成 23 年 9 月 18 日(日)までとする。
- (2) 入厩時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。申込書に到着日、到着時刻を記入すること。入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。
- (3) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。
- (4) 馬匹の入厩後、速やかに馬の登録証及び健康手帳を大会本部に提出すること。

15. 馬糧及び敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップとし、実行委員会が支給する。

16. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の前年1月1日以降の馬伝染性貧血の陰性証明。
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、7ヵ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する6ヵ月+21日以内に補強接種(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。
 - ・2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年5月1日以降に、2週間から2ヵ月の間隔で2回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3ヵ月)の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

17. ドーピング検査

- (1) 本大会に参加する全ての馬匹を対象として、規程に則りドーピング検査を行う予定である。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者(競技者)とし、厩舎地区の保安全管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

18. 打合せ会

- (1) 平成23年9月15日(木)午後3時30分から、事務所2階会議室にて行う。
- (2) 所属団体の代表者(1団体1名)は、必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打合わせ会で承認あるいは確認された事項を優先する。
- (4) 選手の変更は、打合せ会で受付け、エントリー済み選手の範囲内で認める。

19. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加し、正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

20. 褒賞

- (1) 第7競技から第10競技は、上位10位までを入賞とし、1位から3位までの選手に賞状・メダル・賞杯・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (2) 各決勝競技以外の競技は、第1位の選手に賞杯を贈り、上位1/4までに馬リボンを贈る。
- (3) 第7競技の第1位の選手には、後藤博志杯が贈られる。
- (4) 第7競技の上位3位までの入賞者にエルメスジャパン社より副賞が贈られる。

(5) 各決勝競技の優勝者の賞典は下記による。

- ・中障害飛越競技 D(決勝) 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞(賞状)
- ・中障害飛越競技 C(決勝) 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞(賞状)
- ・ダービー競技(決勝) 日本馬術連盟会長賞
後藤博志杯
- ・内国産障害飛越競技(決勝) 日本馬術連盟会長賞
地方競馬全国協会賞(賞状)
日本中央競馬会賞(賞状・トロフィー)

(6) 入賞した馬匹所有者に対し、下記の通り飼育奨励金を支給する。支払いは銀行振り込みとし、馬匹所有者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。(平成 23 年 6 月 24 日付 賞金額変更※太字部分)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	計
第 7 競技	300,000	140,000	100,000	60,000	40,000	30,000	670,000
第 8 競技	100,000	80,000	60,000	40,000	30,000	20,000	330,000
第 9 競技	100,000	80,000	60,000	40,000	30,000	20,000	330,000
第 10 競技	300,000	140,000	100,000	60,000	40,000	30,000	670,000
飼育奨励金 総額							2,000,000

21. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 参加選手は、会員証、乗馬登録証、馬の健康手帳及び健康保険証(またはそれに代わるもの)を持参すること。
- (3) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (4) 打ち合わせ会での選手の変更は、参加選手の中で人馬の組合せの有資格選手の変更のみ認める。
- (5) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会及び主催者はその責を負わない。
- (6) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (7) 競技場周辺或いは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (8) 厩舎地区及びその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9) 厩舎地区及びその周辺は火気厳禁とする。
- (10) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (11) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (12) 一般車及び馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (14) 申込書類の誓約書に、血液型及び薬物アレルギーの有無を記載すること。
- (15) 選手及び関係者はメディカルカードを常に携帯すること。
- (16) 本大会の実施種目は、日本馬術連盟のランキングポイントの対象種目としない。
- (17) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。
- (18) 本大会の中障害飛越競技 C(決勝)の上位 5 人馬は、第 63 回全日本障害馬術大会 2011 Part I の中障害飛越競技 B に出場できる。